

令和6年度

田沢二期農業水利事業

田沢疏水左岸幹線用水路他補完（その1）工事

特 別 仕 様 書

東北農政局 田沢二期農業水利事業所

## 第1章 総則

田沢二期農業水利事業田沢疏水左岸幹線用水路他補完（その1）工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

## 第2章 工事内容

### 1 目的

本工事は、田沢二期農業水利事業計画に基づき、抱返頭首工整備工事で使用した仮設ヤードの仮設構台及び仮設栈橋撤去、川口幅仮置場の整備等をするものである。

### 2 工事場所

秋田県仙北市角館町広久内字大広久内地内他

### 3 工事概要

本工事は、抱返頭首工仮設ヤード撤去等で、概要は次のとおりである。

施工場所①	抱返頭首工仮設ヤード 1号開渠工目地補修	仮設構台及び仮設栈橋撤去 施工延長 施工始点 施工終点 目地補修工（目地補修工）	1式 L=129m No.0 No.1+29.300 N=50箇所
施工場所②	川口幅仮置場	川口幅仮置場整備工	1式
施工場所③	第二斉内川監視局舎	局舎補修工	1式
施工場所④	斉内川放水工局舎	局舎補修工	1式
施工場所⑤	太田除塵機局舎	局舎補修工	1式
施工場所⑥	川口川放水工局舎	局舎補修工	1式
施工場所⑦	赤倉川放水工局舎	局舎補修工	1式
施工場所⑧	丸子川放水工局舎	局舎補修工	1式
施工場所⑨	野中監視局局舎	局舎補修工	1式
施工場所⑩	安全施設工	フェンス補修	L=13.5m

#### 4 工事数量

別紙－1「工事数量表」のとおりである。

### 第3章 施工条件

#### 1 工程制限

- (1) 抱返頭首工仮設ヤード撤去においては令和6年7月31日までに現場発生材の報告を行うものとする。なお、期間内に報告が困難な場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 水路内の施工は、令和6年9月11日の落水後に着手するものとする。

#### 2 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等91日を見込んでいる。  
なお、休業日には土曜日・日曜日・祝日・夏季休暇を含んでいる。

#### 3 現場技術員

本工事に、共通仕様書第1編1-1-9に規定している現場技術員を配置する場合は、氏名等について別途通知する。

### 第4章 現場条件

#### 1 第三者に対する措置

##### (1) 保安対策（施工場所①）

- ア 本工事は県立公園内にあり駐車場や遊歩道と隣接していることから仮設構台及び仮設栈橋の撤去を行っている期間は、交通誘導警備員を配置することとしている。
- イ 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。
- ウ 交通誘導警備員の配置は、別紙－2「土地使用図」のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無
田沢湖抱返り県立自然公園駐車場	2名/日	2名	昼間	無

##### (2) 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

共通仕様書第1編3-2-2一般事項1. 施工計画（2）において調査把握した工事区域内に存在する架空線等上空施設の下を走行する場合には、高さ制限を確認するための安全対策施設（簡易ゲート等）を設置するとともに、重機等の走行に際しては適切に誘導指示を行わなければならない。なお、安全対策施設設置の詳細については、施工前に監督職員と協議を行うこととする。

##### (3) 交通対策

公共道路の使用に当たっては、地元住民及び一般車両の通行を優先させるとともに一般交通に

支障をきたさぬように受注者の責任において維持管理に努めなければならない。

また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合には、監督職員と協議するものとする。

(4) その他

既設構造物及び第3者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

## 第5章 指定仮設

### 1 仮置場

工事用資材の一時置場は、目地補修箇所では水路内、局舎補修では局舎の敷地内と考えている。

### 2 建設発生土受入地

本工事（施工場所①）で発生する建設発生土は、次に示す箇所に搬出するものとするが、協議により変更する場合がある。

名 称	地 先 名	搬出予定量	摘 要
(有)高橋建材	大仙市太田町齊内字鶴ヶ窪地内	280m <sup>3</sup>	

### 3 敷鉄板（施工場所①）

クローラクレーンの分解・組立ヤードとして敷鉄板の使用を考えているが、市場の流通性から敷鉄板が必要량確保できない場合は監督職員に報告するものとする。

なお、他の資材への変更等については監督職員と協議するものとする。

### 4 水替工

(1) 工事現場内における排水量は、次のとおり想定している。

1号開渠目地補修工 :  $Q_{max} = 0m^3 \sim 40m^3$ 未満（常時排水）

(2) 水替工における排水先は監督職員の指示によるものとし、事前に水量の測定を行って確認するとともに、これらの状況写真を撮影し監督職員に提出するものとする。

### 5 除雪工

除雪対象積雪深は10cm以上とし、除雪を行った場合は除雪実施状況（積雪深、除雪範囲、除雪方法等）を監督職員に報告するものとする。なお、除雪工は除雪実績により変更追加する。

### 6 養生工

目地補修工（目地充填工法）の施工において、風、雨、雪、外気温から施工環境を確保するために、養生工を設置するものとする。養生工の形状及び転用計画は任意とするが、設置しない場合は監督職員と協議するものとする。なお、工事期間中の点検・補修については、受注者の負担とする。

## 第6章 工事用地等

### 1 発注者が確保している用地

発注者が確保を予定している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、「別紙-2」に示すとおりである。

## 2 工事用地等の使用及び返還

- (1) 工事用地等の使用に当たっては、別紙－3「国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。
- (2) 発注者が確保を予定している工事用地等のうち、川口幅仮置場の盛土箇所については監督職員立会いのうえ、用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。
- (3) 工事完了後は、地盤高を測定し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 工事施工上必要な用地の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者に通知し、返還する際には立会わなければならない。
- (5) 発注者が確保している工事用地等以外の用地が、受注者の都合により必要となった場合は、一切を受注者の責任により処理するものとするが、借地する場合及び返還する場合は、発注者に報告するものとする。また、発注者が確保を予定している用地のうち、借地契約手続きの長期化により工事工程に支障を生ずる恐れがある場合には、受注者に借地契約を委任する場合がある。

## 3 境界杭

本工事の施工に先立ち、用地境界杭及び基準杭等について事前に監督職員立ち会いのもと確認しなければならない。

なお、これらの杭は工事施工中にあっても紛失しないよう留意しなければならない。

ただし、施工上支障になる場合は監督職員と打合せのうえ、引照杭等を設け工事終了後復元するものとする。

## 第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

## 第8章 工事用材料

### (1) 目地補修材（目地充填工法）

目地充填に使用する目地材は、シリコン系とし、以下の条件を満たすものとする。

要求性能項目	品質項目	照査方法		品質規格値	
基本的性能	耐候性	紫外線による劣化	JSCE-K 511(ケソ1,000時間又はカンシャイン600時間)		ひび割れ、変色などがないこと
	付着性	伸び率	JIS A 1459 の 5.20「引張接着性試験」	標準条件	伸び 100%以上
			+23℃水中で 28 日浸漬後、JIS A 1439 の 5.20 の「引張接着性試験」	水中条件	伸び 60%以上
			5℃で 28 日養生後、JIS A 1439 の 5.20 の「引張接着性試験」	低温条件	伸び 100%以上
止水性	水圧による漏水	目地充填工法の止水性試験方法（試験水圧 0.1MPa、水圧保持時間 3分）		漏水がみとめられないこと	

伸縮追従性	伸縮による剥離・破断	JIS A 1439 の 5.17 の「耐久性試験」における目地幅の拡大・縮小 変形率±20%×繰返し回数 3,650 回 評価は JIS A 5758 の 8. 「検査」による。	剥離・破断のないこと
耐水性	吸水率	+23℃の水中で 28 日浸漬後、JIS K 6251 ダンベル 2 号試験体の重量変化率を JIS A 1439 の 5.20 「養生後」と比較。	吸水率 10%以下
形状安定性	50%モジュラス	JIS A 1439 の 5.20 の「引張接着性試験」	50%モジュラス 0.2N/mm <sup>2</sup> 以上

## 2 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物
目地充填材	カタログ・試験成績書
バックアップ材	カタログ
プライマー	カタログ

## 3 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、原則として使用前に監督職員の検査を受けなければならない。

なお、その他材料については、受注者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合は、これに応じなければならない。

材料名	検査項目	備 考
目地充填材	空缶数量	施工完了後、空缶確認を行う
プライマー	空缶数量	施工完了後、空缶確認を行う

## 4 建設資材調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。

また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更するものとする。

資材名	規格	調達地域等
敷鉄板（仮設材）	t22×1524×6096	秋田市

# 第9章 施 工

## 1 一般事項

### (1) 基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

## 2 建設資材等の搬出

### (1) 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分
【施工場所①】 無筋Con殻	(有)鈴建興業 産廃事業部	仙北市西木町西明 寺字荒町東158-1	8時～ 16時30分	最終処分業者
【施工場所②】 As殻	企業さきがけ	仙北群美郷町金沢 東根字西の沢11	8時～ 16時30分	最終処分業者
【施工場所③】 廃プラスチック	秋田県環境 保全センター	大仙市協和上淀川 字雨池沢45	8時～ 16時30分	最終処分業者
【施工場所③】 廃石綿	秋田県環境 保全センター	大仙市協和上淀川 字雨池沢45	8時～ 16時30分	最終処分業者
【施工場所④】 廃プラスチック	秋田県環境 保全センター	大仙市協和上淀川 字雨池沢45	8時～ 16時30分	最終処分業者
【施工場所④】 陶器・ガラス類	秋田県環境 保全センター	大仙市協和上淀川 字雨池沢45	8時～ 16時30分	最終処分業者
【施工場所⑤】 廃プラスチック	秋田県環境 保全センター	大仙市協和上淀川 字雨池沢45	8時～ 16時30分	最終処分業者
【施工場所⑥】 廃プラスチック	秋田県環境 保全センター	大仙市協和上淀川 字雨池沢45	8時～ 16時30分	最終処分業者
【施工場所⑦】 廃プラスチック	秋田県環境 保全センター	大仙市協和上淀川 字雨池沢45	8時～ 16時30分	最終処分業者
【施工場所⑧】 廃プラスチック	秋田県環境 保全センター	大仙市協和上淀川 字雨池沢45	8時～ 16時30分	最終処分業者
【施工場所⑨】 廃プラスチック	秋田県環境 保全センター	大仙市協和上淀川 字雨池沢45	8時～ 16時30分	最終処分業者

## 3 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工 程	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工 程 ご と の 作 業 内 容 及	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

び 解 体 方 法	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (            )	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

#### 4 土工

##### (1) 掘削

###### ア 掘削（施工場所①）

- (ア) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。
- (イ) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生または、その恐れが認められる時は速やかに監督職員と協議しなければならない。
- (ウ) 過掘りとなった場合、良質土で埋戻し、入念に転圧しなければならない。
- (エ) 掘削法勾配については、法高2.0m未満は1:0.5、法高2.0m以上は1:1.0で考えているが、現場条件等により掘削法面の安定確保が困難な場合は、監督職員と協議するものとする。
- (オ) 流用する発生土の室内試験を実施し、埋戻材として基準とする締固め密度に適するか否かを協議しなければならない。

##### (2) 盛土（施工場所②）

###### ア 締固め方法

盛土は、一層の仕上り厚さが30cm程度になるよう均等にまき出し、現地盤と同等の締固め度となるよう締固めなければならない。

###### イ 盛土形状

埋戻及び盛土形状については、現況地形等により変更する場合がある。

#### 5 仮設構台及び仮設栈橋撤去（施工場所①）

##### (1) H鋼引抜

仮設構台及び仮設栈橋のH鋼引抜は、電動バイブロによる引抜を計画している。

##### (2) 仮設構台及び仮設栈橋撤去

仮設構台及び仮設栈橋の撤去は、クローラクレーン（50t 吊り）による撤去を計画している。

##### (3) 現場発生材

現場発生材については、川口幅仮置場へ搬出することを計画している。

##### (4) その他

地質その他条件により工法等を変更する場合は、監督職員と協議を行うものとする。

#### 6 目地補修工（施工場所①）

##### (1) 一般事項

ア 原則として、目地は既設目地と同位置に設けるものとする。

イ 目地補修に先立ち、補修箇所周辺の除草を行うとともに、水路内面に堆積している汚泥やごみ等をスコップ等により除去し、適切に処分するものとする。この作業中に、目地補修箇所以外に異常部を発見したときには、監督職員に報告するものとする。

ウ 湧水や降雨が水路背面から水路内に流入する場合は、止水処理等について監督職員と協議するものとする。また、側壁面の施工に支障となる立木や草、土砂等が背面盛土側に存在する場合は、その処理について監督職員と協議するものとする。

(2) 水路洗浄工

高圧洗浄機を用い 14.7MPa にてコンクリート表面の泥や藻、苔、油脂類の付着物の洗浄及び剥離箇所など局所的な脆弱部を除去しなければならない。また、脆弱部を除去した殻等については集積後、重量または容積を計測し、監督職員と協議のうえ適正な処理を行うものとする。

(3) 補修範囲の確認

洗浄、下地処理などの作業に際し、目地切れ、ひび割れ、浸入水、剥落等の設計図書に明示されていない劣化が確認された場合には、監督職員に報告することとする。

(4) 目地補修工（目地充填工法）

ア 既設目地を切削後、ピック等によりはつり取り、目地壁に付着している異物を除去し、表面をディスクグラインダーを用いてケレンするものとする。

イ 切削面は、必要に応じてバーナー等により十分乾燥させたのち、事前に監督職員の承諾を得たプライマーをローラー、刷毛等により塗布し、充填材を充填して表面を平滑に仕上げるものとする。

ウ 目地部の損傷が激しく、図面どおりの施工が困難な場合は、監督職員と協議するものとする。

エ 降雨及び降雪対策、養生温度の確保、被覆材の飛散防止等のために、第5章 6 による養生工を行うものとする。

7 局舎補修（施工場所③～⑨）

局舎補修に関しては、契約図面に記載されている特記仕様書によるものとする。

## 第10章 施工管理

1 主任技術者等の資格

主任技術者または監理技術者の資格は、入札公告による。

2 施工管理

(1) 施工管理の追加項目

この工事の品質及び施工管理については、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」によるものとするが、細部については、監督職員と打ち合わせのうえ実施するものとする。

なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

(2) その他

農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」に定めのない追加項目とその管理基準等は、次によらなければならない。

(ア) 直接測定による出来形管理

工 種	項 目	管理基準値及び規格値	測定基準
目地補修工 (目地充填工法)	延長	管理基準値及び規格値 既設寸法以上	各補修箇所
	切削幅	管理基準値及び規格値 既設寸法以上	各補修箇所 測定位置は左右壁中央付近及び底版中央付近の計3箇所
	切削深さ	管理基準値及び規格値 既設寸法以上	各補修箇所 測定位置は左右壁中央付近及び底版中央付近の計3箇所
	充填量	設計値以上	充填総量を確認
	バックアップ材 外観	バックアップ材が目地に対して正しく設置されていること。	施工区間100mにつき1箇所
	外観	目地材が目地に対して正しく充填されていること。施工面にむらがなく、剥がれ、浮き、ひび割れ、硬化不良がないこと。	施工区間100mにつき1箇所
目地補修工 (目地成型ゴム挿入工法)	切削幅	管理基準値 + 0 mm、- 2 mm 規格値 + 0 mm	各補修箇所 測定位置は左右壁中央付近及び底版中央付近の計3箇所
	切削深さ	管理基準値及び規格値 - 0 mm	各補修箇所 測定位置は左右壁中央付近及び底版中央付近の計3箇所
	延長	管理基準値及び規格値 - 0 mm	各補修箇所
	外観	目地材が目地部にねじれなくまっすぐに挿入されていること。	各補修箇所
断面修復工 (左官工法)	長さ	管理基準値 + 5 mm、- 0 mm 規格値 - 0 mm	各補修箇所
	幅	管理基準値 + 5 mm、- 0 mm 規格値 - 0 mm	各補修箇所
	厚さ	管理基準値 + 5 mm、- 0 mm 規格値 - 0 mm	各補修箇所とし、1箇所当たり4点測定 ただし、小規模補修（概ね1㎡未満）は1点測定
	外観	管理基準値及び規格値 施工面に、浮き、ひび割れ、硬化不良がなく、平滑に仕上がっていること。	各補修箇所を目視確認
	面積	規格値 施工面積 ≥ 設計面積	展開図又はその他の方法で測定
断面修復工 (鉄筋処理)	外観	管理基準値及び規格値 錆除去：鉄筋に錆がないこと。 防錆剤塗布：塗り残し、塗りむら等がないこと。	各補修箇所を目視確認

ひび割れ注入工	延長	管理基準値及び規格値 － 0mm	各補修箇所
	注入量	管理基準値及び規格値 設計量以上	注入総量を確認

(イ) 撮影記録による出来形管理

工 種		撮影基準	撮影箇所
目地補修工 (目地充填工法)	切削工	施工延長概ね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。	施工状況、使用機械を撮影する 切削幅及び深さ（左右側壁及び底版）を撮影する
	目地設置	施工延長概ね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。	施工状況、使用機械を撮影する 補修箇所の延長を撮影する
		全1回	材料の総使用量がわかるものを撮影する
目地補修工 (目地成型ゴム挿入工法)	切削工	施工延長概ね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。	施工状況を撮影する 切削幅及び深さ（左右側壁及び底版）を撮影する
	目地設置	施工延長概ね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。	施工状況を撮影する 補修箇所の延長を撮影する。
		全1回	材料の総使用量が分かるものを撮影する
断面修復工 (左官工法)	断面修復工	施工延長概ね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。	施工前後の状況、施工状況を撮影する 練り混ぜ、配合状況を撮影する 断面修復の厚さ、寸法、面積測定状況を撮影する
		全1回	材料の総使用量が分かるものを撮影する
	鉄筋処理	施工箇所毎	防錆処理状況を撮影する
ひび割れ注入工		施工延長概ね50mにつき1箇所の割合で撮影する。	施工状況、使用機械を撮影する 補修箇所の延長を撮影する
		全1回	材料の総使用量が分かるものを撮影する

3 工事写真における黑板情報の電子化について

黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)～(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

ア 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黑板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像と

して同時に記録してもよいこととする。

イ 本工事の工事写真の取扱は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記1）に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

#### (4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL (<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

#### (5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黑板に代わるものであり、技術管理費に要する費用に含まれる。

### 4 情報共有システムについて

(1) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象工事である。

(2) 情報共有システムの活用は、共通仕様書「工事の情報共有システム活用要領」による。

## 第11章 条件変更の補足説明

### 1 施工条件の変更事項

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は次のとおりであるが、両者協議のうえ軽微と認めた事項については設計変更しないことがある。

- (1) 監督職員が設計変更に必要な構造計算、図面作成等を指示した場合。
- (2) 第三者との協議結果により変更が生じた場合。
- (3) 現場状況、気象状況等により構造及び工法等を変更する必要が生じた場合。
- (4) 排水量、排水箇所に変更が生じた場合。
- (5) 各工種の数量に変更が生じた場合。
- (6) 10cm以上の除雪及び排雪が必要となった場合。なお、その際は除雪実施状況（積雪深、除雪の範囲、除雪及び排雪方法等）を監督職員に報告するものとする。
- (7) 工事に支障となる立木等の伐採・処理を指示した場合。
- (8) 工事に支障となる構造物及び異物が確認された場合。
- (9) 公共事業関係調査の実施が必要となった場合。
- (10) 本工事歩掛調査等を監督職員が指示した場合。
- (11) 道路復旧が必要となった場合。
- (12) 関係機関及び地元との調整により工事を変更・追加する場合。
- (13) 土質状況等により構造及び工法を変更した場合。
- (14) 既設利用箇所の補修工が必要と判断した場合。
- (15) 用地境界杭（コンクリート杭）の設置を追加する場合。
- (16) 濁水処理対策が必要となった場合。

- (17) 田沢疏水左岸幹線用水路の表面被覆工を指示した場合。
- (18) その他両者協議のうえ、変更が必要と認められる場合。

## 第12章 その他

### 1 契約後V E提案

#### (1) 定義

「V E提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

#### (2) V E提案の意義及び範囲

ア V E提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

イ ただし、次の提案は、V E提案の範囲に含めないものとする。

(ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

(イ) 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案

(ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

#### (3) V E提案書の提出

ア 受注者は、(2)のV E提案を行う場合、次に掲げる事項をV E提案書（共通仕様書 様式6-1～6-4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

(ア) 設計図書に定める内容とV E提案の内容の対比及び提案理由

(イ) V E提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

(ウ) V E提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

(エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係

(オ) 工業所有権を含むV E提案である場合、その取り扱いに関する事項

(カ) その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項

イ 発注者は、提出されたV E提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

ウ 受注者は、V E提案を契約締結の日より、当該V E提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。

V E提案の提出費用は、受注者の負担とする。

#### (4) V E提案の適否等

ア V E提案の採否について、原則として、V E提案を受領した日の翌日から14日以内に書面により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむをえない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

イ また、V E提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

ウ V E提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性及び設計図書と比較した経済性を評価する。

エ 発注者は、V E提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る乙の提案）の規定に基づくものとする。

オ 発注者は、V E提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行う。

カ 前項の変更を行う場合においては、V E提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下、「V E管理費」という。）を削減しない。

キ V E提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において

て、発注者がV E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

ク 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行う。また、V E 提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合でも前記カのV E 管理費については、変更しない。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

#### （5）V E 提案書の使用

受注者のV E 提案が採用された場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事において、発注者がその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

#### （6）責任の所在

発注者がV E 提案を適性と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

### 2 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R又はBD-R）正副2部
- ・工事完成図書の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

### 3 主任技術者等の専任期間

- （1）請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は管理技術者の設置を要しない。
- （2）契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- （3）工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続き後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「合格通知書」等における日付）とする。

### 4 ワンデーレスポンスに関する事項

「ワンデーレスポンス」とは監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答する。

ただし、原則として閉庁日を除く。

### 5 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について

- （1）本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に

示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

## 6 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

工期：令和6年5月31日から令和6年12月25日まで

（余裕期間：契約締結の日から令和6年5月31日まで）

※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

## 7 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分理解のうえ、対応するものとする。

- (1) 工事円滑化会議

工事着手時及び新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(3) 建設コンサルタントの出席

上記(1)、(2)の会議に必要なに応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、「良質構造物設計施工技術検討業務実施要領」を参考として必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず契約変更の対象としない。

(4) 工事円滑化会議、設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

## 8 週休2日による施工

(1) 本工事は、週休2日を実施した場合に対象期間中の現場閉所状況に応じて労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、週休2日を実施する希望がある場合、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を監督職員へ提出し、本試行を適用することができる。

(2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである

ア 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

イ 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

ウ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

ア 受注者は、週休2日の実施を希望する場合、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

イ 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

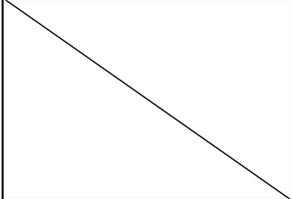
ウ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

エ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記イの記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

オ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

- (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正し設計変更を行うものとする。

ア 補正係数

	4週8休以上 現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上
労務費	1.02
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費（率分）	1.02
現場管理費（率分）	1.05

イ 補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記アに示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。

9 週休2日制の促進

- (1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。
- (2) 発注者は、現場閉所状況が月単位で4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定に基づく工事成績の合計は100点を超えないものとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

ア 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

○監督職員用

<p><b>【働き方改革】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。</p> <p><input type="checkbox"/> 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。</p>
---

イ 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、週休2日に満たない（休日率4週6休以上）場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

<input type="checkbox"/> 休日の確保を行った。 <input type="checkbox"/> その他 [理由：現場閉所により週休2日（4週8休以上）の確保を行った。]
--

○事業（務）所長用

<input type="checkbox"/> 工程管理に係る積極的な取組が見られた。 <input type="checkbox"/> その他 [理由：現場閉所により週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。]
---

ウ 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で、1点を加点評価する。

○事業（務）所長用

<input type="checkbox"/> その他 [理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。]
--

(3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

10 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事的対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が28℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$
---

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更するものとする。

$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^*$
---

※ 補正係数：1.2

11 現場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>①用水・電力等の供給設備</li> <li>②緑化・花壇</li> <li>③ライトアップ施設</li> <li>④見学路及び椅子の設置</li> <li>⑤昇降設備の充実</li> <li>⑥環境負荷の低減</li> </ul>
営繕関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）</li> <li>②労働宿舍の快適化</li> <li>③デザインボックス（交通誘導警備員待機室）</li> <li>④現場休憩所の快適化</li> <li>⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等</li> </ul>
安全関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）</li> <li>②盗難防止対策（警報器等）</li> <li>③避暑（熱中症予防）・防寒対策</li> </ul>
地域連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む）</li> <li>②完成予想図</li> <li>③工法説明図</li> <li>④工事工程表</li> <li>⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む）</li> <li>⑥見学会等の開催（イベント等の実施を含む）</li> <li>⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営</li> <li>⑧パンフレット・工法説明ビデオ</li> <li>⑨社会貢献</li> </ul>

12 1日未満で完了する作業の積算について

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変

更積算のみに適用する。

- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

### 13 現場環境の改善の試行

- (1) 本工事は、女性も働きやすい職場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な経費を計上する試行工事である。

なお、トイレは男女別を基本とし、(2)ア(ア)～(サ)の設備・機能を満たしているものとする。

- (2) 本工事は、誰でも働きやすい職場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約において、その整備に必要な費用を計上する試行工事である。

#### ア 内容

受注者は、現場に以下の(ア)～(サ)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、(シ)～(チ)については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

#### 【快適トイレに求める機能】

- (ア) 洋式（洋風）便器
- (イ) 水洗及び簡易水洗機能
- (ウ) 臭い逆流防止機能
- (エ) 容易に開かない施錠機能
- (オ) 照明設備
- (カ) 衣類掛け等のフック、又は荷物を置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

#### 【付属品として備えるもの】

- (キ) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (ク) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (ケ) サニタリーボックス
- (コ) 鏡と手洗器
- (サ) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

#### 【推奨する仕様、付属品】

- (シ) 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）

- (ス) 擬音装置（機能を含む）
- (セ) 着替え台
- (ソ) 臭気対策機能の多重化
- (タ) 室内温度の調整が可能な設備
- (チ) 小物置き場（トイレトーパー予備置き場等）

#### イ 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（ア）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（ア）～（カ）及び【付属品として備えるもの】（キ）～（チ）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

ウ 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

#### 14 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。  
運搬費：建設機械の運搬費  
準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費（率分）の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措

置を行う場合がある。

(8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

#### 15 施工箇所が点在する工事の適用

- (1) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、施工場所①～施工場所⑩(以下、施工箇所という)ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である
- (2) 本工事における共通仮設費の金額は、工事箇所毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、工事箇所毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域による補正等）については、工事箇所毎に設定する。一般管理費については、工事箇所毎ではなく、通常の積算方法により算出する。

### 第13章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当り疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

## 【施工場所①】

## 工 事 数 量 表

別紙-1

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 土工				
(1)道路土工				
掘削		m <sup>3</sup>	280	
2. 仮設栈橋撤去工	B=6.0m、L=18.0m			
(1)栈橋杭撤去工				
H鋼杭引抜		本	4	
(2)仮設栈橋撤去工				
仮設栈橋撤去工	下部工	ton	14.318	
仮設栈橋撤去工	上部工	ton	8.564	
(3)覆工板撤去工				
覆工板撤去工		m <sup>2</sup>	108	
(4)仮設高欄撤去工				
仮設高欄撤去工		m	37	
3. 仮設構台撤去工	B=6.0m、L=23.0m			
(1)構台杭撤去工				
H鋼杭引抜		本	8	
(2)仮設構台撤去工				
仮設構台撤去工	下部工	ton	5.936	
仮設構台撤去工	上部工	ton	17.800	
(3)覆工板撤去工				
覆工板撤去工		m <sup>2</sup>	138	
(4)仮設高欄撤去工				
仮設高欄撤去工		m	46	
4. 仮設構台撤去工	B=6.0m、L=10.0m			
(1)構台杭撤去工				

## 【施工場所①】

## 工 事 数 量 表

別紙-1

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
H鋼杭引抜		本	9	
(2)仮設構台撤去工				
仮設構台撤去工	下部工	ton	6.360	
仮設構台撤去工	上部工	ton	7.224	
(3)覆工板撤去工				
覆工板撤去工		m <sup>2</sup>	90	
(4)仮設高欄撤去工				
仮設高欄撤去工		m	22	
5. 仮囲い撤去工				
(1)仮囲い撤去工				
仮囲い撤去工		m	84	
6. 現場発生材運搬				
(1)現場発生材運搬				
現場発生材運搬		ton	169.767	
7. 1号開渠目地補修工				
(1)高圧洗浄工				
高圧洗浄	14.7MPa	m <sup>2</sup>	1,110	
(2)目地補修工	施工目地			
目地補修工(目地充填工法)	施工目地	箇所	39	
(3)目地補修工	伸縮目地			
目地補修工(目地充填工法)	伸縮目地	箇所	11	
8. 既設構造物撤去工				
(1)土工				
掘削		m <sup>3</sup>	2.0	
盛土		m <sup>3</sup>	2.0	

## 【施工場所①】

## 工 事 数 量 表

別紙-1

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(2)既設構造物撤去				
既設水位観測施設撤去工		m <sup>3</sup>	1.0	
(3)産業廃棄物処理				
殻運搬・処理		m <sup>3</sup>	1.0	
9. 仮設工				
(1)クレーン分解・組立用ヤード				
敷鉄板設置・撤去		m <sup>2</sup>	335	
(2)養生工	目地補修工（目地充填工法）			
養生屋根		m <sup>2</sup>	400	
(3)排水ポンプ				
排水ポンプ設置撤去		箇所	1	
(4)交通誘導警備員				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人	34	
10. その他				
仮設材運搬				
重機分解・組立費				
重建設機械分解・組立・輸送		式	1	
仮設材運搬				
仮設材運搬	ヤード用敷鉄板	ton	70.576	
一括計上価格				
1. 一括計上価格				
(1)一括計上価格				
第二斉内川監視局舎 改修工事		式	1	詳細数量は別紙-1-1のとおり
斉内川放水工局舎 改修工事		式	1	詳細数量は別紙-1-2のとおり
太田除塵機局舎 改修工事		式	1	詳細数量は別紙-1-3のとおり

## 【施工場所①】

## 工 事 数 量 表

## 別紙-1

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
川口川放水工局舎 改修工事		式	1	詳細数量は別紙-1-4のとおり
赤倉川放水工局舎 改修工事		式	1	詳細数量は別紙-1-5のとおり
丸子川放水工局舎 改修工事		式	1	詳細数量は別紙-1-6のとおり
野中監視局舎 改修工事		式	1	詳細数量は別紙-1-7のとおり

## 【施工場所②】

## 工 事 数 量 表

別紙-1

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 整地工				
(1)土工				
盛土		m <sup>3</sup>	392	
土砂等運搬		m <sup>3</sup>	436	
(2)アスファルト舗装撤去				
アスファルト舗装撤去	t=4cm	m <sup>2</sup>	1,050	
殻運搬・処理	As殻	m <sup>3</sup>	42.0	

【施工場所⑩】

工 事 数 量 表

別紙-1

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 安全施設工				
(1)フェンス補修工				
フェンス補修工	1.5m×9スパン	m	13.5	

## 【施工場所②】

## 工 事 数 量 表

別紙-1-1

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 建設工事				
(1)直接仮設工事				
養生（防水改修）		m <sup>2</sup>	10.2	
養生（外壁改修）		m <sup>2</sup>	20.8	
整理清掃後片付け（防水改修）		m <sup>2</sup>	10.2	
整理清掃後片付け（外壁改修）		m <sup>2</sup>	20.8	
外部枠組み本足場	W600 1ヶ月	m <sup>2</sup>	56.0	
安全手すり	1ヶ月	m	18.4	
災害防止	養生シート 運搬費共	m <sup>2</sup>	56.0	
(2)防水改修工事				
防水面の事前調査		m <sup>2</sup>	12.5	
洗浄	デッキブラシ	m <sup>2</sup>	12.5	
塩ビシート系防水	S-M2	m <sup>2</sup>	12.5	
末端押さえ金物		m	12.8	
出隅押さえ金物		m	12.8	
(3)外壁改修工事				
外壁面の事前調査		m <sup>2</sup>	30.2	
被膜塗装材E	凹凸状上塗りフッ素系	m <sup>2</sup>	25.5	
下地調整（C-2）		m <sup>2</sup>	25.5	
開口部養生		m <sup>2</sup>	7.8	
洗浄	高圧ポンプ10～15MPa	m <sup>2</sup>	4.5	
(4)建具改修工事				
建具廻りシーリング撤去		m	15.2	
ガラス廻りシーリング撤去		m	29.6	
アルミ製建具	サッシクリーニング、ガラス共	m <sup>2</sup>	7.8	

## 【施工場所②】

## 工 事 数 量 表

別紙-1-1

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
建具廻りシーリング新設	MS-2	m <sup>2</sup>	15.2	
ガラス廻りシーリング新設	SR-1	m <sup>2</sup>	29.6	
(5)環境配慮改修工事				
密閉養生作業費	床0.15mm二重	m <sup>2</sup>	9.0	
密閉養生作業費	床0.10mm一重	m <sup>2</sup>	31.0	
密閉養生作業費	天井0.10mm一重	m <sup>2</sup>	9.0	
間仕切り他開口部等養生		式	1	
作業内清掃費		m <sup>2</sup>	9.0	
使用機器等設備工事	エアシャワー、エアレス スプレー損料	式	1	
飛散抑制剥離剤塗布		m <sup>2</sup>	25.6	
石綿除去作業		m <sup>2</sup>	25.6	
飛散防止固化剤吹付		m <sup>2</sup>	65.0	
廃材密封袋詰め	t=15mm 2重梱包 薬剤封 入共	m <sup>2</sup>	25.6	
消耗品費		式	1	
(6)発生材処理				
とりこわし発生材運搬	廃プラスチック類	m <sup>3</sup>	0.02	
とりこわし発生材処分	廃プラスチック類	m <sup>3</sup>	0.02	
とりこわし発生材運搬	廃石綿	台	1	
とりこわし発生材処分	廃石綿 秋田県環境保全 センター	式	1	
2. その他				
積上共通仮設費				
積上共通仮設費				
環境測定及び諸官庁申請費等		式	1	

## 【施工場所④】

## 工 事 数 量 表

別紙-1-2

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 建築工事				
(1)直接仮設工事				
養生（防水改修）		m <sup>2</sup>	12.0	
養生（外壁改修）		m <sup>2</sup>	20.0	
整理清掃後片付け（防水改修）		m <sup>2</sup>	12.0	
整理清掃後片付け（外壁改修）		m <sup>2</sup>	20.0	
外部枠組み本足場	W600 1ヶ月	m <sup>2</sup>	47.7	
安全手すり	1ヶ月	m	18.0	
災害防止	養生シート 運搬費共	m <sup>2</sup>	47.7	
(2)屋根改修工事				
カラー鋼板折板葺き	t=0.8 山高H100	m <sup>2</sup>	12.0	
屋根面の事前調査		m <sup>2</sup>	12.0	
嵌合式折板葺き	カラーGL鋼板t=0.8 キャップ、 緊結クリップ、山高100	m <sup>2</sup>	12.0	
タイトフレーム		m	8.0	
軒先水切り面戸（水下・水上）	カラーGL鋼板	m	8.0	
ケラバ包み	カラーGL鋼板t0.5 ケラバタイトフ レーム@1000共	m	6.0	
鉄部下地調整	錆止め含む	m <sup>2</sup>	6.9	
鉄部DP塗装		m <sup>2</sup>	6.9	
(3)外壁改修工事				
外壁面の事前調査		m <sup>2</sup>	26.2	
被膜塗材E	凹凸状上塗りフッ素系	m <sup>2</sup>	16.6	
下地調整（C-2）		m <sup>2</sup>	16.6	
洗浄	高圧ポンプ10～15MPa	m <sup>2</sup>	19.3	
開口部養生		m <sup>2</sup>	7.0	
コンクリート部ひび割れ補修	自動式低圧樹脂注入工法 幅0.2～1.0mm以下	m	16.0	

## 【施工場所④】

## 工 事 数 量 表

別紙-1-2

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
コンクリート部露筋	エポキシ樹脂モルタル充填工法	m <sup>2</sup>	0.25	
モルタル部欠損	エポキシ樹脂モルタル充填工法	m <sup>2</sup>	0.03	
(4)建具改修工事				
建具廻りシーリング撤去		m	14.7	
ガラス廻りシーリング撤去		m <sup>2</sup>	29.0	
アルミ製建具	サッシクリーニング、ガラス共	m <sup>2</sup>	7.0	
建具廻りシーリング新設	MS-2	m	14.7	
ガラス廻りシーリング新設	SR-1	m	29.0	
網入りガラス新設		m <sup>2</sup>	1.0	
建具調整		m <sup>2</sup>	1.5	
(5)発生材処理				
とりこわし発生材運搬	廃プラスチック類	m <sup>3</sup>	0.02	
とりこわし発生材処分	廃プラスチック類	m <sup>3</sup>	0.02	
とりこわし発生材運搬	陶器・ガラス類	m <sup>3</sup>	0.01	
とりこわし発生材処分	陶器・ガラス類	m <sup>3</sup>	0.01	
スクラップ	H2	ton	0.100	

## 【施工場所⑤】

## 工 事 数 量 表

別紙-1-3

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 建築工事				
(1)直接仮設工事				
養生（防水改修）		m <sup>2</sup>	10.5	
養生（外壁改修）		m <sup>2</sup>	22.0	
整理清掃後片付け（防水改修）		m <sup>2</sup>	10.5	
整理清掃後片付け（外壁改修）		m <sup>2</sup>	22.0	
外部枠組み本足場	W600 1ヶ月	m <sup>2</sup>	68.3	
安全手すり	1ヶ月	m	19.0	
災害防止	養生シート 運搬費共	m <sup>2</sup>	68.3	
作業床設置	運搬・楊重費共	式	1	
(2)防水改修工事				
防水面の事前調査		m <sup>2</sup>	16.6	
洗浄	デッキブラシ	m <sup>2</sup>	16.6	
塩ビシート系防水	S-M2	m <sup>2</sup>	16.6	
末端押さえ金物	塩ビ被膜鋼板	m	13.4	
出隅押さえ金物	塩ビ被膜鋼板	m	13.4	
(3)外壁改修工事				
外壁面の事前調査		m <sup>2</sup>	38.0	
被膜材塗装E	凹凸状上塗り材フッ素系	m <sup>2</sup>	35.8	
下地調整（C-2）		m <sup>2</sup>	35.8	
洗浄	高圧ポンプ10～15MPa	m <sup>2</sup>	38.0	
開口部養生		m <sup>2</sup>	1.4	
コンクリート部ひび割れ補修	自動式低圧エポキシ樹脂 注入工法 幅0.5～1.0mm 未満	m <sup>2</sup>	11.7	
(4)建具改修工事				
建具廻りシーリング撤去		m	4.7	

## 【施工場所⑤】

## 工 事 数 量 表

別紙-1-3

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
ガラス廻りシーリング撤去		m	2.6	
ガラスクリーニング		m <sup>2</sup>	0.8	
建具廻りシーリング新設	MS-2	m	4.7	
ガラス廻りシーリング新設	SR-1	m	2.6	
鋼製建具下地調整		m <sup>2</sup>	4.2	
鋼製建具DP塗装		m <sup>2</sup>	4.2	
(5)発生材処理				
とりこわし発生材運搬		m <sup>3</sup>	0.02	
機械経費		供用日	0.255	
タイヤ消耗費		供用日	0.255	
とりこわし発生材処分		m <sup>3</sup>	0.02	

## 【施工場所⑥】

## 工 事 数 量 表

別紙-1-4

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 建築工事				
(1)直接仮設工事				
養生（防水改修）		m <sup>2</sup>	11.2	
養生（外壁改修）		m <sup>2</sup>	22.0	
整理清掃後後片付け（防水改修）		m <sup>2</sup>	11.2	
整理清掃後後片付け（外壁改修）		m <sup>2</sup>	22.0	
外部枠組み本足場		m <sup>2</sup>	63.2	
安全手すり	1ヶ月	m	19.0	
災害防止	養生シート 運搬費共	m <sup>2</sup>	63.2	
作業床設置	運搬・楊重費共 2ヶ月	式	1	
(2)防水改修工事				
防水面の事前調査		m <sup>2</sup>	17.4	
洗浄	デッキブラシ	m <sup>2</sup>	17.4	
塩ビシート系防水	S-M2	m <sup>2</sup>	17.4	
末端押さえ金物		m	13.4	
出隅押さえ金物		m	13.4	
(3)外壁改修工事				
外壁面の事前調査		m <sup>2</sup>	32.9	
被膜塗材E	凹凸状上塗り材フッ素系	m <sup>2</sup>	28.2	
下地調整 (C-2)		m <sup>2</sup>	28.2	
洗浄	デッキブラシ	m <sup>2</sup>	32.9	
開口部養生		m <sup>2</sup>	1.4	
コンクリート部ひび割れ補修	自動式低圧樹脂注入工法 幅0.5～1.0mm未満	m	7.4	
(4)建具改修工事				
建具廻りシーリング撤去		m	4.7	

【施工場所⑥】

## 工 事 数 量 表

別紙-1-4

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
建具廻りシーリング新設	MS-2	m	4.7	
鋼製建具下地調整		m <sup>2</sup>	4.8	
鋼製建具DP塗装		m <sup>2</sup>	4.8	
(5)発生材処理				
とりこわし発生材運搬	廃プラスチック類	m <sup>3</sup>	0.01	
とりこわし発生材処分	廃プラスチック類	m <sup>3</sup>	0.01	

## 【施工場所⑦】

## 工 事 数 量 表

別紙-1-5

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 建築工事				
(1)直接仮設工事				
養生（防水改修）		m <sup>2</sup>	10.5	
養生（外壁改修）		m <sup>2</sup>	22.0	
整理清掃後片付け（防水改修）		m <sup>2</sup>	10.5	
整理清掃後片付け（外壁改修）		m <sup>2</sup>	22.0	
外部枠組み本足場	W600 1ヶ月	m <sup>2</sup>	63.7	
安全手すり	1ヶ月	m	19.0	
災害防止	養生シート 運搬費共	m <sup>2</sup>	63.7	
作業床設置	運搬・楊重費共 2ヶ月	式	1	
(2)防水改修工事				
防水面の事前調査		m <sup>2</sup>	16.6	
洗浄	デッキブラシ	m <sup>2</sup>	16.6	
塩ビシート系防水	S-M2	m <sup>2</sup>	16.6	
末端押さえ金物	塩ビ被膜鋼板	m	13.4	
出隅押さえ金物	塩ビ被膜鋼板	m	13.4	
(3)外壁改修工事				
外壁面の事前調査		m <sup>2</sup>	35.6	
被膜塗材E	凹凸状上塗りフッ素系	m <sup>2</sup>	27.9	
下地調整 (C-2)		m <sup>2</sup>	27.9	
洗浄	高圧ポンプ 10～15MPa	m <sup>2</sup>	35.6	
開口部養生		m <sup>2</sup>	1.4	
コンクリート部ひび割れ補修	自動式低圧樹脂注入工法 幅0.5～1.0mm未満	m	42.5	
(4)建具改修工事				
建具シーリング撤去		m	4.7	

## 【施工場所⑦】

## 工 事 数 量 表

別紙-1-5

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
建具廻りシーリング新設	MS-2	m	4.7	
鋼製建具下地調整	錆止め含む	m <sup>2</sup>	4.8	
鋼製建具DP塗装		m <sup>2</sup>	4.8	
(5)発生材処理				
とりこわし発生材運搬	廃プラスチック類	m <sup>3</sup>	0.01	
とりこわし発生材運搬	廃プラスチック類	m <sup>3</sup>	0.01	

## 【施工場所⑧】

## 工 事 数 量 表

別紙-1-6

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 建築工事				
(1)直接仮設工事				
養生（防水改修）		m <sup>2</sup>	10.5	
養生（外壁改修）		m <sup>2</sup>	22.0	
整理清掃後片付け（防水改修）		m <sup>2</sup>	10.5	
整理清掃後片付け（外壁改修）		m <sup>2</sup>	22.0	
外部枠組み本足場	W600 1ヶ月	m <sup>2</sup>	64.1	
安全手すり		m	19.0	
災害防止	養生シート 運搬費共	m <sup>2</sup>	64.1	
(2)防水改修工事				
防水面の事前調査		m <sup>2</sup>	16.6	
洗浄	デッキブラシ	m <sup>2</sup>	16.6	
塩ビシート系防水	S-M2	m <sup>2</sup>	16.6	
末端押さえ金物	塩ビ被膜工法	m	13.4	
出隅押さえ金物	塩ビ被膜工法	m <sup>2</sup>	13.4	
(3)外壁改修工事				
外壁面の事前調査		m <sup>2</sup>	35.5	
被膜塗材E	凹凸状上塗り材フッ素系	m <sup>2</sup>	28.2	
下地調整（C-2）		m <sup>2</sup>	28.2	
洗浄	高圧ポンプ 10～15MPa	m <sup>2</sup>	35.5	
開口部養生		m <sup>2</sup>	1.4	
コンクリート部ひび割れ補修	自動式低圧樹脂注入工法 幅0.5～1.0mm未満	m <sup>2</sup>	11.5	
(4)建具改修工事				
建具廻りシーリング撤去		m	5.4	
建具廻りシーリング新設	MS-2	m <sup>2</sup>	5.4	

【施工場所⑧】

## 工 事 数 量 表

別紙-1-6

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
鋼製建具下地調整	錆止め含む	m <sup>2</sup>	4.8	
鋼製建具DP塗装		m <sup>2</sup>	4.8	
(5)発生材処理				
とりこわし発生材運搬	廃プラスチック類	m <sup>3</sup>	0.01	
とりこわし発生材処分	廃プラスチック類	m <sup>3</sup>	0.01	

## 【施工場所⑨】

## 工 事 数 量 表

別紙-1-7

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 建築工事				
(1)直接仮設工事				
養生（防水改修）		m <sup>2</sup>	7.1	
養生（外壁改修）		m <sup>2</sup>	16.6	
整理清掃後片付け（防水改修）		m <sup>2</sup>	7.1	
整理清掃後片付け（外壁改修）		m <sup>2</sup>	16.6	
外部枠組み本足場	W600 1ヶ月	m <sup>2</sup>	37.6	
安全手すり	1ヶ月	m	12.1	
単管本足場	1ヶ月	m <sup>2</sup>	13.3	
安全手すり	単管本足場 1ヶ月	m	4.3	
災害防止	養生シート 運搬費共	m <sup>2</sup>	50.9	
(2)防水改修工事				
防水面の事前調査		m <sup>2</sup>	9.1	
洗浄	デッキブラシ	m <sup>2</sup>	9.1	
塩ビシート系防水	S-M2	m <sup>2</sup>	9.1	
末端押さえ金物	塩ビ被膜鋼板	m	10.7	
出隅押さえ金物	塩ビ被膜鋼板	m <sup>2</sup>	10.7	
(3)外壁改修工事				
外壁面の事前調査		m <sup>2</sup>	26.9	
被膜塗材E	凹凸状上塗りフッ素系	m <sup>2</sup>	23.5	
下地調整（C-2）		m <sup>2</sup>	23.5	
洗浄	高圧ポンプ 10～15MPa	m <sup>2</sup>	26.9	
開口部養生		m <sup>2</sup>	2.9	
コンクリート部ひび割れ補修	自動式低圧樹脂注入工法 幅0.5～1.0mm以下	m	3.9	
(4)建具改修工事				

## 【施工場所⑨】

## 工 事 数 量 表

別紙-1-7

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
建具廻りシーリング撤去		m	4.7	
アルミ製建具	サッシクリーニング、ガラス共	m <sup>2</sup>	2.9	
建具廻りシーリング新設	MS-2	m	4.7	
(5)発生材処理				
とりこわし発生材運搬	廃プラスチック類	m <sup>3</sup>	0.01	
とりこわし発生材処分	廃プラスチック類	m <sup>3</sup>	0.01	
2. その他				
積上共通仮設費				
積上共通仮設費				
仮囲い (フェンスパレット)	H1.8m	m	16.8	

# 別紙-2

# 土地使用図

凡例

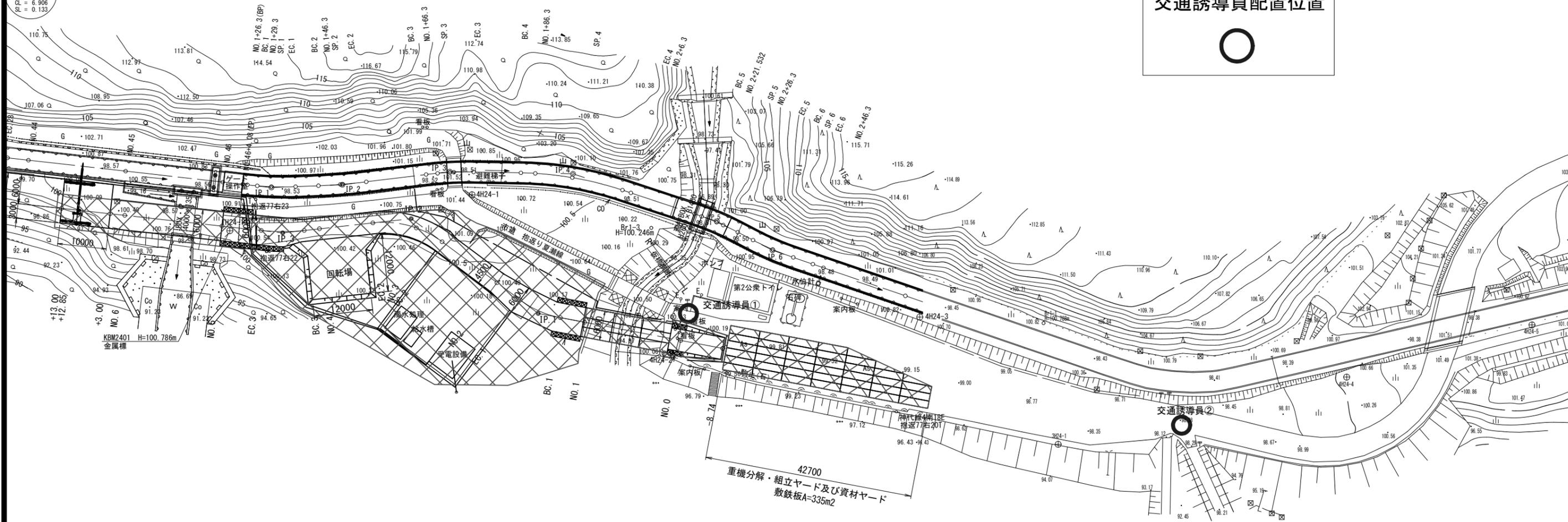
工事用地

凡例

交通誘導員配置位置



IP.28  
IA=8-47-36  
R=45  
TL=3.460  
CL=6.906  
SL=0.133

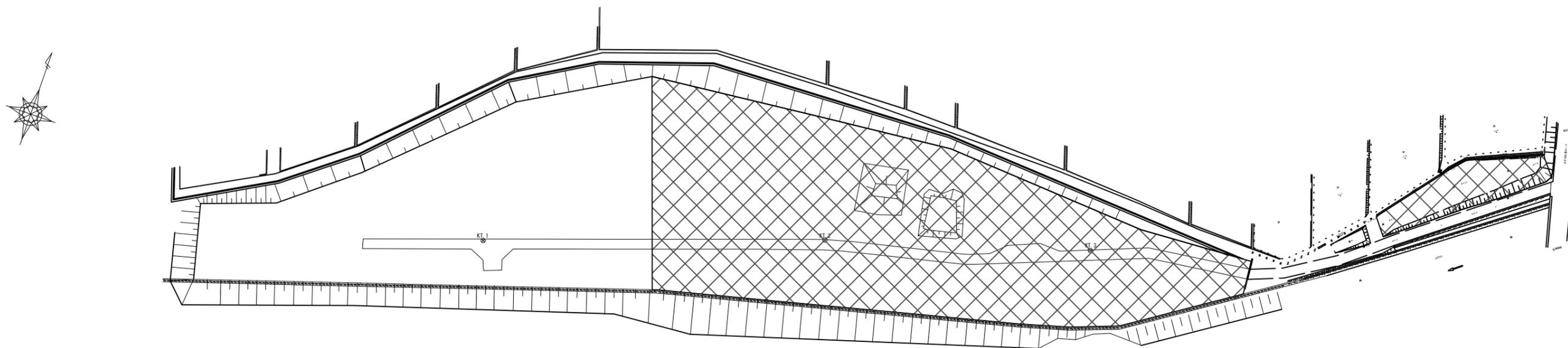


工事名	令和6年度 田沢二期農業水利事業 田沢疏水左岸幹線用水路他補完（その1）工事		
図面名	土地使用図（施工場所①）		
年月日			
尺度	図示	図面番号	
会社名			
事業所名	東北農政局 田沢二期農業水利事業所		

# 土地使用図

凡例

工事用地



工事名	令和6年度 田沢二期農業水利事業 田沢疏水左岸幹線用水路他補完（その1）工事		
図面名	土地使用図（施工場所②）		
年月日			
縮尺	図示	図面番号	
会社名			
事業所名	東北農政局 田沢二期農業水利事業所		

## 国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

1. この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
2. この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
  - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権原を得た土地をいう。
  - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
3. 工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

### 記

- (1) 仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。

ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- (2) 仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の受注者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- (3) 仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- (4) 仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- (5) 仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
  - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
  - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。

特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難しい場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。

また、農地の場合にあつては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。
  - ③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。

(6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
- ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
- ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、受注者はこれに協力しなければならない。

(7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

令和6年度  
田沢二期農業水利事業  
田沢疏水左岸幹線用水路他補完（その1）工事

図 面 目 録

図面番号	図面名称	枚数	備 考
1	位置図	1	
2	抱返頭首工仮設ヤード 平面図	1	
3	抱返頭首工仮設ヤード 縦断図	1	
4 - 1/2	抱返頭首工仮設ヤード 横断図(1/2)	1	
4 - 1/2	抱返頭首工仮設ヤード 横断図(2/2)	1	
5	仮設棧橋一般図	1	
6	仮設構台構造図	1	
7	仮囲い工撤去詳細図	1	
8	1号開渠 平面図・縦断図	1	
9	川口幅仮置場平面図	1	
10	川口幅仮置場盛土計画図	1	
11 - 1/6	建築改修工事特記仕様書(1)	1	
11 - 2/6	建築改修工事特記仕様書(2)	1	
11 - 3/6	建築改修工事特記仕様書(3)	1	
11 - 4/6	建築改修工事特記仕様書(4)	1	
11 - 5/6	建築改修工事特記仕様書(5)	1	
11 - 6/6	建築改修工事特記仕様書(6)	1	
12 - 1/2	第二斉内川監視局局舎 施工図(1/2)	1	
12 - 2/2	第二斉内川監視局局舎 施工図(2/2)	1	
13 - 1/2	斉内川放水工局舎 施工図(1/2)	1	
13 - 2/2	斉内川放水工局舎 施工図(2/2)	1	
14 - 1/2	太田除塵機局舎 施工図(1/2)	1	
14 - 2/2	太田除塵機局舎 施工図(2/2)	1	
15 - 1/2	川口川放水工局舎 施工図(1/2)	1	
15 - 2/2	川口川放水工局舎 施工図(2/2)	1	
16 - 1/2	赤倉川放水工局舎 施工図(1/2)	1	
16 - 2/2	赤倉川放水工局舎 施工図(2/2)	1	
17 - 1/2	丸子川放水工局舎 施工図(1/2)	1	
17 - 2/2	丸子川放水工局舎 施工図(2/2)	1	
18 - 1/2	野中監視局局舎 施工図(1/2)	1	
18 - 2/2	野中監視局局舎 施工図(2/2)	1	
19	外部劣化補修要領図	1	
20	フェンス補修工 平面図	1	
合計		33	